

昭和三〇年の第一四七五号

求釈明の申立

原告

岩

淵

文治

外一名

被告 国

右当事者間損害賠償請求事件について被告提出答辯書に対し原告は左記の如く釈明を要求する。

請求の原因に対する答辯について
被告の認否は箇に失してこれでは要立証事項の圧縮に困難である
被告は国であつて訴訟担当者は各省のあらゆる智能あらゆる資料
を自由に利用し得る立場にあるのであるから、原告の主張事実に
対する認否については本件の持つ人道的意義に鑑み木で鼻をく
つたような答辯をしないで、原告の主張事実について一々克明に
認否し認めるべき点は惜しみなくこれを認め否認する点は否認す

訴訟士 鈴木 一治 氏 による交

るが真実はこうであるという風に親切に御答辯願ひ度い。

請求原因第一項乃至第六項を一からげにせず各別に且内容の一つ一つについて認否して頂き度い。

第七項第八項についても同様である。

第九項乃至第十一項についても同様であつて、このうち認めらるべき点が全く注目されていない。

被告は第十一項の原子爆弾が超危険物である点についてさえ争うものであらうか

被告の主張について

第一について

被告は原子爆弾使用が国際法に違反することを否定しているが昭和二十年八月十日帝国政府はスイス政府を通じて米國政府に對し広島に對する原子爆弾（抗議文中には新型爆弾と記載されている）の投下が國際法に違反するとして即時かかる非人道的

兵器の使用を放棄することを嚴重に要求し且赤十字國際委員會にもその主張を説明した公文と全く相反する主張であることはこれを認めるか。又右公文の見解と被告の現在の訴訟上の主張とか相反する理由は如何。

第二について

被告は原告主張の本件請求權が國際法上の請求權でなく國內法上の不法行爲を構成するとの立場をとつてゐることを認めながら東京における原告を興にするだけの同種事件において原告の主張を國際法上の請求權と解した答辯と同様に「それは講和條約において相手方がこれを承認し、具體的の取り決めがなされるならば、ここに始めて賠償請求權が現實の問題となるがそれはむしろ講和條約そのものに由来する權利といふべきであつてこれについての具體的取決を含む講和條約締結前は法律以前の狀態といわなければならぬ。」と主張するのは如何なる理由

被告

来る

と指定告知した

日午

時

裁判所

書記官

被告
原告
裁判所
書記官

論調書

裁判

東京地方裁判所 民事部 第二部 判決

であるか。

第三について

被告の主張は請求原因第十五項に対するものであるか

第四について

一に記載する「講和に際して当然に抛棄さるべき宿命を担うもの」にすぎない」との記載について、更らに法律用語による表現によつてその意義を明らかにされ度い。

第五について

一に記載せられた「講和に際して当然に抛棄さるべき宿命を担つていたものにすぎない」との記載についても前と同様の釈明を求める。

昭和三十一年四月二〇日

右原告等訴訟代理人

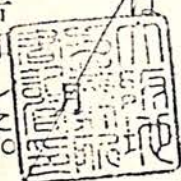
岡本

尚

一



裁判長は
来る
と指定告知した。



日午
時

次回期日を

書記官

裁判所

裁判官

Handwritten signature and notes in the bottom left section.

口頭●弁論調書

裁判所

品川澄雄	鈴木木	大野正男	松井康浩	芦田浩志	森川金寿	加藤隆久	水田謙一
------	-----	------	------	------	------	------	------



文月一

卷十

嘉謨士 隨才使一法律事

大阪地方裁判所

第二民事部

御中